第５章　　消防用設備等の技術上の基準の付加

（通則）

第 36 条　令別表第１⒃項に掲げる防火対象物のうちに、当該防火対象物の部分で令第９条の規定により一の防火対象物とみなされるもの（以下この条において「対象物」という。）が混在する場合において、当該混在する対象物が次のいずれかに該当するときは、令第２章第３節及びこの章の規定の適用については、当該混在する対象物について同節に規定する各基準の床面積、延べ面積又は収容人員（以下「基準面積等」という。）は、それぞれ、同節に規定する基準面積等に達しているものとみなす。（う）（え）

⑴　当該混在する対象物のいずれかの床面積、延べ面積又は収容人員（以下「床面積等」という。）が、基準面積等に達しているとき。（う）

⑵　当該混在する対象物等の床面積等を、それぞれ当該混在する対象物について定められた基準面積等で除し、その商の和が１以上となるとき。（う）（え）

【解説】

第５章は、法第 17 条第２項の規定に基づいて付加的要素を加味した技術上の基準を定めたものであり、この章の規定の解釈はこの運用基準によるほか、法、令及び規則による。

本条は、令第９条で定める設置の基準の付加規定であり、いわゆる少量計算と言われているものである。令第９条は令別表第１各項の用途部分ごとに一の防火対象物とみなし、当該部分が独立棟の防火対象物である場合と同様に規制することとしたものであるが、本条では、これを防火対象物全体で規制をしようとするものである。

なお、令第９条におけるかっこ書き部分以外の規定で床面積、延べ面積又は収容人員により規制されるものについては、本条の適用対象となるが、階数や無窓階などの部分を規制対象としている規定については、条例第 46 条を適用し消防用設備等の設置を免除して差しつかえない（この場合、免除申請書は不要。）。また、本条が適用される基準面積等は、あくまでも令第２章第３節に規定する各基準の床面積、延べ面積又は収容人員である。

１　第１号は、混在する防火対象物のうち、そのいずれかの床面積等が基準面積等に達している場合、防火対象物全体に当該消防用設備等を設置しようとするものである。

図 36－１により説明すると、当該防火対象物の屋内消火栓設備については、令第９条によれば、１階及び２階の⑷項の用途部分のみ設置を要することとなるが、本号により、⑷項の用途部分の面積の合計が基準面積等に達しているため、防火対象物全体に設置を要することとなる。

２　第２号は、混在する防火対象物のうち、そのいずれもが基準面積等に達していない場合、令第９条及び本条第１号によれば消防用設備等の設置を要さないこととなるが、それぞれの床面積等を基準面積等でそれぞれ除し、その商の和が１以上となった場合、防火対象物全体に当該消防用設備等を設置しようとするものである。

図36－２により屋内消火栓設備の設置について説明すると、⑷項及び⒂項のそれぞれの用途の面積の合計は、それぞれの基準面積等に達していないが、次の少量計算により商の和が１以上となるため、防火対象物全体に設置を要することとなる。

（500㎡÷700㎡）＋（500㎡÷1000㎡）≒1.21

図36－１
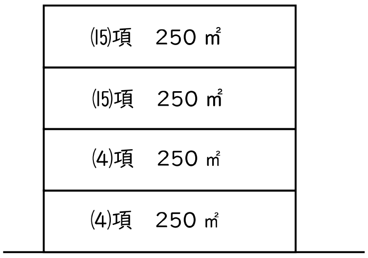
図36－２